

東広島市農業委員会令和2年9月（第9回）総会議事録

- 1 開催日時 令和2年9月29日(火) 午前10時00分から10時45分まで
- 2 開催場所 広島中央農協会議棟2階会議室
- 3 出席委員 21人

本議席番号順

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
1	三見昌嗣	2	木原省五	3	清水寿昭
4	窪田恒治	5	台川洋子	7	岡土居正弘
10	岡本義則	11	黒川克輝	12	荒谷義憲
13	住井正美	14	古川國昭	15	原茂正
16	吉高信夫	17	長原毅	18	在間輝昭
19	仲伏英雄	20	杉本源藏	21	脇坂俊之
22	高尾昭臣	23	古川みどり	24	瀬戸則昭

- 4 欠席委員 3人

番号	氏名	番号	氏名	番号	氏名
6	小倉亜紗美	8	古本啓之	9	大月みどり

- 5 傍聴人 なし

- 6 議事録署名者

議長(会長) 10番 岡本義則 委員 11番 黒川克輝 委員

- 7 次第

- (1) 開会
- (2) 議事録署名者指名
- (3) 会期の決定
- (4) 議案

議案第47号 農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について
議案第48号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第49号 農地法第5条の規定による許可申請について

(5) 報告

- 報告第 29 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 30 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の専決処分について
報告第 31 号 法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について
報告第 32 号 農地転用(農業用施設)届出の受理について
報告第 33 号 農地利用状況調査による非農地判断の専決処分について

(6) その他

(7) 閉会

8 出席者

(農業委員会事務局職員)

事務局長	本 越 秀 己	
局長補佐	大 下 宏 治	
農地保全係長	定 井 芳 紀	
農地係主査	津 山 隆 之	
農地係主任	和 田 麻依子	
農地保全係主任主事	高 橋 久 雄	
生活環境部黒瀬支所地域振興課主査	堀 田 誠	
生活環境部豊栄支所地域振興課主任主事	岡 本 美由紀	
生活環境部河内支所地域振興課主査	木 村 ゆかり	
生活環境部安芸津支所地域振興課係長	吉 田 義 隆	

議 長

それでは、これより 9 月総会を開会いたします。

	<p>これからは着席の上、議事進行をいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>在任委員数24人中、本日21人の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づく定足数に達しており、会議は成立します。</p> <p>次に、日程第1の会議録署名者を指名いたします。</p> <p>東広島市農業委員会会議規則第34条第2項の規定により、10番岡本委員さん、11番黒川委員さんに指名をいたします。</p> <p>次に、日程第2の会期の決定についてお諮りをいたします。</p> <p>会期は、令和2年9月29日一日限りとしてよろしいでしょうか。</p>
	<p>< 異議なし ></p>
議長	<p>それでは、会期は令和2年9月29日一日限りといたします。</p> <p>これより日程第3の議案審議に入ります。</p> <p>それでは、まず議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
和田主任	<p>議長、事務局和田です。</p> <p>それでは、総会議案の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第47号について説明いたします。</p> <p>今月は14件の申請がありました。</p> <p>内訳は、5ページに記載のとおりです。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>それでは、87-1について説明します。</p> <p>経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には5人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、88-2でございます。</p> <p>自宅近くで耕作便利のため、所有権を移転するものです。渡人は、相続により申請地を取得しましたが、市外に居住し、耕作も難しいため、受人に所有権移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、89-3でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、●●及び●●を職業とされています。本市への移住を予定しており、東広島市空き家バンク登録物件を探していたところ、農地も居宅近隣にあり、管理もしやすく条件がよいため、当地で新規就農を決めたものです。受人は、タマネギ、ジャガイモ、白菜を作付予定で、その他樹園地として栗の栽培管理を行う予定です。農機具については、譲渡人より耕運機ほか農機具を併せて譲り受け、近隣農家から営農指導を受けたり、農業研修に参加する予定です。下限面積については、令和2年8月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。受人が耕作に従事し、インターネット販売等を計画されています。</p> <p>続いて、90-4でございます。</p> <p>新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、●●をされています。市内で空き家付き農地を探していたところ、農地が居宅近隣にあり、管理もしやすく条件もよいため、当地で新規就農を決めたものです。受人は、祖母の所有する農地で水稻や野菜の作付を主体的に行ってきた経験があり、当地ではトマト、ニンジン、白菜、キュウリなど季節野菜を作付する予定です。下限面積については、令和2年8月総会において、空き家に附属する農地の別段面積の設定をされており、東広島市の下限面積を満たします。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。</p> <p>続いて、91-5でございます。</p> <p>特定遺贈のため、所有権を移転するものです。</p> <p>まず、お配りした資料1をご覧ください。</p> <p>ここでは、遺贈についてまとめられておりますので、ご参考にされてください。</p> <p>口頭にて、少し詳しく説明させていただきます。</p> <p>まず、遺贈とは、遺言で自分の財産を他人に与えることで、遺贈には包括遺贈と特定遺贈</p>
和田主任	

があります。包括遺贈とは、遺言によって自分の財産の全部を与えること、特定遺贈とは、遺言によって自分の財産の一部を特定した上で与えることを言います。

農地法施行規則第15条第5号に、農地または採草放牧地の権利移動の制限の例外として、「包括遺贈又は、相続人に対する特定遺贈により権利が取得される場合」とありますので、こうした場合には権利移動のための許可は不要となります。このたびの3条申請は、相続人ではない譲受人への特定遺贈のため許可が必要となります。また、遺贈のような単独行為の場合には、当事者双方の連署による申請ではなく単独申請が認められており、このたびの申請は、遺言執行者が譲受人となるため単独申請となっています。

譲受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。なお、譲受人は所有農地を利用権により地域の農事組合法人に貸付けしていますが、受人は法人構成員として農業従事していること、また経営地595㎡を耕作しており、その従事状況から利用権が終了した後には常時従事できることが認められることから、貸付地についても耕作面積に合算しています。

続いて、92-6でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、93-7、94-8について、関連しますので、一括して説明します。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、●●をされています。現在住んでいるところの近隣で農地付の家を探していたところ、農地が宅地の隣で管理もしやすく条件がよいため、当地で新規就農を決めたものです。受人はジャガイモ、豆、ナス、タマネギなど季節野菜を作付する予定で、親戚の農業経験者から教わり技術習得する予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、95-9でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、申請地に隣接する会社を経営されています。自宅からも近く、管理がしやすいことから、当地で新規就農を決めたものです。受人は柿、栗、イチジクなど果樹を作付する予定です。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、96-10でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人には2人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

続いて、97-11でございます。

経営地隣で耕作便利のため、所有権を移転するものです。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。なお、耕作面積は、今回の申請を合わせると3,603㎡となり、東広島市の下限面積を満たします。

続いて、98-12でございます。

新規就農のため、所有権を移転するものです。受人は●●歳の方で、申請地の近くに実家があり、30年近く農業に従事していた経験があるものの、転勤により実家を離れていました。会社を定年退職し、現在は個人で運送業を経営しており、再び農業に携わりたいとの思いがあり、当地を取得しようとするものです。梅、柿、栗、カボス、ユズなど果樹を作付する予定で、農機具については実家から借りる予定で、農作業経験はありますが、新しい技術などをインターネットやJAを通じて修得される予定です。受人が耕作に従事し、必要な農機具も保有されています。

続いて、99-13でございます。

経営規模拡大のため、所有権を移転するものです。受人は3名及び1社の株主により構成される農地所有適格法人であり、必要な農機具も保有されています。主に水稻を作付する予定で、畑についてはキウイフルーツを作付する予定です。

続いて、100-14でございます。

親子間の贈与により、所有権を移転するものです。受人には3人の労働力があり、必要な農機具も保有されています。

以上14件の申請につきましては、周辺地域における効率的・総合的な利用の確保に支障を生じることがないと判断しております。

和田主任

	以上で説明を終わります。
議 長	只今、事務局から説明がありました。 担当の委員さんより、必要があれば補足説明をお願いいたします。
	< なし >
議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がございましたら発言をお願いいたします。
古川みどり 委 員	23番古川です。99-13ですけど、栽培作物がちょっと聞こえなかったので、もう一回説明 させていただきます。水稲と何か言われましたね。
和 田 主 任	99-13については主に水稲と、畑についてはキウイフルーツを作付される予定です。
古川みどり 委 員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	ほかにご質問、ご質問はございませんでしょうか。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定について」、許可する ことに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第47号「農地法第3条の規定による許可申請に対する処分決定に ついて」は、許可することに決定いたしました。 次に、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。 事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	議長、事務局大下。 議案の6ページをお願いいたします。 議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請」でございます。 座って説明させていただきます。 7ページをお願いいたします。 今月は3件の申請がございました。 まず、申請番号23-1は、●●における墓地への転用事案でございます。 申請地は、主要地方道●●線沿いの南側、東側に行きますと●●市の●●町の堺がありま して、そこから約700mの場所でございます。この農地は、●●の北側に位置する第2種農 地でありまして、申請者は近隣にお住まいの方、東広島市にお住まいの方でございます。申 請者の現在の墓地は、自宅から離れた山中にあり、道中は急な坂道となっていて墓参りが困 難であると、不便であるということで、このたび自宅の隣地に墓地を移転することとし、本 申請地に転用許可申請をされたものでございます。すぐに分筆をされていらっしゃるしまし て、ちょっと見づらいですが、こちらに杭が打たれております。なお、墓地埋葬等に関する 法律に基づく許可につきましては、担当部局に申請書が提出されております。 次に、申請番号24-2は、●●における墓地への転用事案でございます。 申請地は、●●の北側約200mに位置しております第3種農地、市街化の著しい地域の農 地と区分される第3種農地であります。申請者は、申請地の隣地にお住まいの方でございま す。現在、申請者の墓地は兄弟の所有地にあるということですけども、この農地を所有地に 移転するために、この転用の許可申請を出されたものでございます。現地はこのように既に 分筆はされており、これもちょっと見づらいですが、杭がこのように打たれて区画をされて おります。なお、墓地埋葬等に関する法律に基づく許可につきましては、担当部局に申請書 が提出されております。 最後に、申請番号25-3は、●●における農家住宅への転用事案でございます。 申請地は、●●と●●の交差点から広●●方面に約200m進んだところで、●●からは東 側約30mに位置する第2種農地となっており、申請者は申請地の隣地、隣にお住まいの方で ございます。申請地の周辺におきましては、現在、●●の開発が進んでおりまして、申請者 がお住まいの住宅の一部が●●となるということになりまして、住宅の一部、母屋の部分と 蔵が解体されることになったことから、この土地の家の北側にある畑に新たに農家住宅の母
大 下	

局長補佐	<p>屋を建築しようとするものでございます。なお、開発行為に係る許可につきましては、現在、担当部局と協議中ということでございます。</p> <p>以上の3件につきまして、事業規模から見て適切な転用面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれがないと認められることなどから、本議案を提出するものでございます。説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんから補足説明があればお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>これより質疑に入ります。</p> <p>ご質問、ご意見等がありましたらご発言をお願いいたします。</p>
	< なし >
議長	<p>ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。</p> <p>議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」ですが、今回の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外になるため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	< 全員挙手 >
議長	<p>全員賛成ですので、議案第48号「農地法第4条の規定による許可申請について」は、許可することに決定します。</p> <p>次に、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
津山主査	<p>議長、津山。</p> <p>それでは、総会議案の8ページをご覧ください。</p> <p>議案第49号について説明いたします。</p> <p>まず、資料の差し替えがでございます。総会議案の9ページから12ページの表裏2枚分について、差し替えをお願いいたします。事前に送付いたしました議案の9ページの一番下の申請番号224-3が取下げとなったため、議案から削除しまして、申請番号の繰上げを行うとともに合計値も変更しております。</p> <p>お手数ですが、差し替え用の議案をご覧ください。</p> <p>今月は15件の申請となりました。内訳につきましては、総会議案の12ページに記載のとおりでございます。</p> <p>内容については、座って説明させていただきます。</p> <p>222-1、223-2は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、不動産業及び売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした2つの太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西または西に位置する第2種農地です。</p> <p>続いて、224-3、225-4は同一案件ですので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第3種農地です。なお、申請地にはのり面部分があり、有効活用面積は小さくなっています。</p> <p>続いて、226-5について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、アパートに家族4人で居住されていますが、手狭となったことから、本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の北東に位置する第2種農地です。</p> <p>続きまして、227-6について説明します。</p> <p>駐車場及びイベント広場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、キノコ類の栽培及び販売等を行う会社です。受人は申請地の隣接にマイタケの直売所を設けており、来客用の駐車場が少ないため、隣接する本申請地に来客用駐車場を設けるとともに、申請地にて自社の所有するキッチンカーを含め、受人が加盟する●●の同志とともに、地域で生産した産品をドライブスルー形式で販売するためのイベントスペースとして活用することを計画し、同</p>
津山主査	

	<p>志から賛同を得られたため、駐車場と併せて本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の東に位置する第2種農地です。</p> <p>228-7について説明します。</p> <p>駐車場への転用事案です。受人は●●に本店を置き、運送業を営まれています。申請地は自宅及び会社の近接にあり、所有する大型車両を停車するために利便が良いことから駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●●の南西に位置する第2種農地です。なお、申請地を既に使用していることから始末書を徴し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>239-8について説明します。</p> <p>一般住宅及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住されています。現在、アパートに居住されていますが、手狭となったことから、祖母である渡人の自宅近くの本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の南に位置する第2種農地です。なお、申請地には既に土が一部入っていることから始末書を徴し、農地法の手続について指導しています。</p> <p>230-9について説明します。</p> <p>資材置場及び駐車場への転用事案です。受人は●●に居住し、自営で屋根屋を営まれています。このたび、隣接地を購入し、事業の拠点とするため、隣接する申請地を資材置場及び駐車場として転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する第3種農地です。</p> <p>231-10について説明します。</p> <p>資材置場及び駐車場への一時転用事案です。受人は●●に本店を置き、建設業を営む会社です。このたび、●●に架かる鉄橋の修繕工事を行うため、隣接する本申請地を資材置場及び駐車場または進入路として令和3年4月15日まで一時転用しようとするもので、一時転用終了後は畑として利用する計画です。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。</p> <p>232-11について説明します。</p> <p>一般住宅への転用事案です。受人は●●に家族6人で居住されています。子供が成長し、手狭となったことから、同じ小学校区の土地である本申請地に住宅を建築するため、転用しようとするものです。申請地は、●●の西に位置する第2種農地です。なお、開発許可の申請については、担当部局に提出されております。また、農振農用地からは令和2年6月26日付で除外済みです。</p> <p>232-12について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。また、農振農用地からは令和2年6月26日付で除外済みです。</p> <p>続いて、234-13、235-14は関連しますので、一括して説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、土木業及び売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした2つの太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。また、いずれも農振農用地からは令和2年6月26日付で除外済みです。</p> <p>236-15について説明します。</p> <p>太陽光発電設備への転用事案です。受人は●●に本店を置き、売電事業を営む会社です。このたび、売電を目的とした太陽光発電設備を設置するため、本申請地を転用しようとするものです。申請地は、●●の北西に位置する第2種農地です。なお、農振農用地からは令和2年2月20日付で除外済みです。</p> <p>以上の15件について、いずれも事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められることから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>担当地区の委員さんより必要があれば補足説明をお願いいたします。</p>
	<p>< なし ></p>

議 長	これより質疑に入ります。 ご質問、ご意見がありましたら発言をお願いいたします。
古川みどり 委 員	23番古川です。家を建てるのに、一般住宅と農家住宅がありますが、その違いは何でしょうか、ちょっと教えてください。
津山主査	一般的に、住宅で申請がございますのは、一般住宅で開発許可、もしくは建築許可とかを伴う住宅なのですけれども、農家住宅というものは都市計画法のほうで定義されているものになりまして、農業収入が一定規模、それから農地の所有面積が一定規模ある方につきましては、農作業に関わるスペースが一定規模以上必要だろうということで、少し広い家の転用が認められるというような違いがございます。加えまして、農家住宅ということになると開発許可のほうも不要ということは担当部局のほうから伺っております。
古川みどり 委 員	確認ですけど、農家の規模によって違うということですね。
津山主査	本市では、開発指導課というところが規模を決めておりまして、大体10a以上、1,000㎡以上のまずは農地を持っていないといけません。あとは、農業収入につきましても85万円以上の収入というのは伺っております。
古川みどり 委 員	それでは232-11については農業をされるために家を建てられるのでは無いので。この方は農家住宅には当てはまらないということですか。
津山主査	そのとおりです。一般住宅です。
古川みどり 委 員	分かりました。ありがとうございます。
議 長	その他、ご意見、ご質問等はございませんか。
	< なし >
議 長	ご質問、ご意見がないようですので、それでは採決に入ります。 議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」ですが、今回の案件は広島県農業委員会ネットワーク機構の意見聴取の対象外のため、本総会において許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	< 全員挙手 >
議 長	全員賛成ですので、議案第49号「農地法第5条の規定による許可申請について」は、許可することに決定いたします。 続いて、日程第4の報告事項に入ります。 報告第29号から第33号について事務局の説明を求めます。
大 下 局 長 補 佐	議長、大下。 資料の報告事項をお願いいたします。 報告第29号から第33号までは、東広島市農業委員会規定第8条の規定に基づき、事務局において専決処分をしたものでございます。 私からは、報告第29号から第32号までを説明させていただきます。 なお、報告事項に係る内容の詳細につきましては、説明を割愛させていただきますので、ご了承くださいますようお願いいたします。 座って説明をさせていただきます。 1ページをお願いいたします。 報告第29号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 2ページをお願いいたします。 市街化区域内の農地法第4条による農地転用につきましては、今月分は2件の届出を受理いたしました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。 3ページをお願いいたします。 報告第30号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処分について」でございます。 4ページ及び5ページをお願いいたします。
大 下	市街化区域内の農地法第5条による農地転用につきましては、今月分は4件の届出を受理

局長 補佐	<p>いたしました。その内容につきましてはご覧のとおりでございます。 6ページをお願いいたします。 報告第31号「法務局からの農地の転用事実に関する照会に対する回答について」でございます。</p> <p>7ページから9ページまでをお願いいたします。 法務局からの農地の転用事実に関する照会につきましては、今月分は12件の照会がございました。それぞれにつきましてはご覧のとおりでございます。 10ページをお願いいたします。 報告第32号「農地転用届出の受理について」でございます。 11ページをお願いいたします。 農業施設への転用につきましては、今月分は1件の届出を受理いたしました。 その内容につきましてはご覧のとおりでございます。 私からの説明は以上でございます。</p>
定井 農地 保 全 係 長	<p>議長、事務局定井。 それでは、私からは報告第33号についてご説明申し上げます。 本件も、東広島市農業委員会事務局規定に基づいて専決処分したものでございます。 座って説明をさせていただきます。 報告事項の12ページからになります。</p> <p>これは、農地利用状況調査にて調査した結果、再生利用が困難な農地、非農地としてご報告いただいた農地につきまして、事務局において改めて現地確認をし、非農地として判断したものでございます。今回は、高屋町稲木と杵原の農地につきまして、14ページの下に掲載しておりますように、田19筆、畑2筆、合計21筆、10,921㎡を非農地として判断するものでございます。これらの農地につきましては、所有者の方へ非農地の通知を行うとともに、法務局等の関係機関へ情報提供を行っております。なお、担当の農業委員さんへは、位置図、現地確認をした際の写真等の資料を基に事務局から説明をさせていただきまして、非農地判断に同意する旨の確認書をご提出いただいております。 報告第33号についての説明は以上でございます。</p>
議 長	次に、日程第5のその他に入ります。委員の皆様から何かございましたらお願いをいたします。
	＜ なし ＞
議 長	事務局からありますか。
定井 農地 保 全 係 長	<p>それでは、本日お配りしております農地版家賃支援給付金のお知らせとある資料をご覧ください。</p> <p>これは、新型コロナウイルス感染症拡大によりまして、特に大きな影響を受けた事業者の方に対し、事業の継続を下支えするため、地代等の負担軽減を目的に国において実施されるもので、委員の皆様には情報提供としてご報告をさせていただくものでございます。 お配りしております資料の1ページをご覧ください。</p> <p>この事業の受入れ対象でございますけれども、コロナウイルスの影響等によりまして売上げ幅が減少した事業者の方が対象で、今年の5月から12月までのいずれかの月で売上げが前年と比べて50%以上減少しているか、または連続する3か月につきまして前年同月と比べ30%以上減少していることが要件でございます。いわゆる大企業を除いた農業者の方や農業法人などが対象となります。給付額でございますけれども、ここにありまして個人が300万円、法人が600万円を上限としておりまして、所定の方法で算出された額が一括で支給されることとなります。</p> <p>2ページ目には、申請に必要な書類や申請期間、申請方法等が記載をされております。 詳しい内容等につきましてはこの資料をご覧くださいととともに、ご不明な点がございましたら、2ページ目の一番下に掲載しております家賃支援給付金コールセンター、こちらのほうへお問合せいただければと思います。この給付金は農地の賃料も対象となりますので、例えば基盤法に基づく利用権設定などにより、賃貸借で農地を借り受けている農業者の方も対象となります。農業委員さんご自身もそうですけれども、もし周辺にそのような方がいらっしゃいましたらお声かけいただければというふうにも思います。なお、この資料につき</p>
定井 農地	

保 全 係 長	ましては、本市のホームページに掲載しておりますとともに、今後、農地利用最適化推進委員会へも郵送にて情報提供をさせていただくこととしています。 説明は以上でございます。
議 長	その他ありませんか。
	< なし >
議 長	<p>それでは、委員の皆様方には長時間にわたりご審議、誠にありがとうございました。それでは、次回の総会について報告をいたします。</p> <p>次回、10月総会は、10月29日木曜日9時30分から予定をしております。開催場所については、当初、広島中央農協さんの会議室で予定をしておりましたが、市役所の本館8階の全員協議会室に変更予定でございます。正式には、開催通知にてご案内させていただきますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、以上で9月総会を閉会させていただきます。</p> <p>委員の皆様には大変お疲れさまでした。お気をつけてお帰りください。ありがとうございました。</p>

議事録署名者 議長 _____

議事録署名者 委員 _____

議事録署名者 委員 _____

議長(会長) 10番 岡本 義則 委員 11番 黒川 克輝 委員